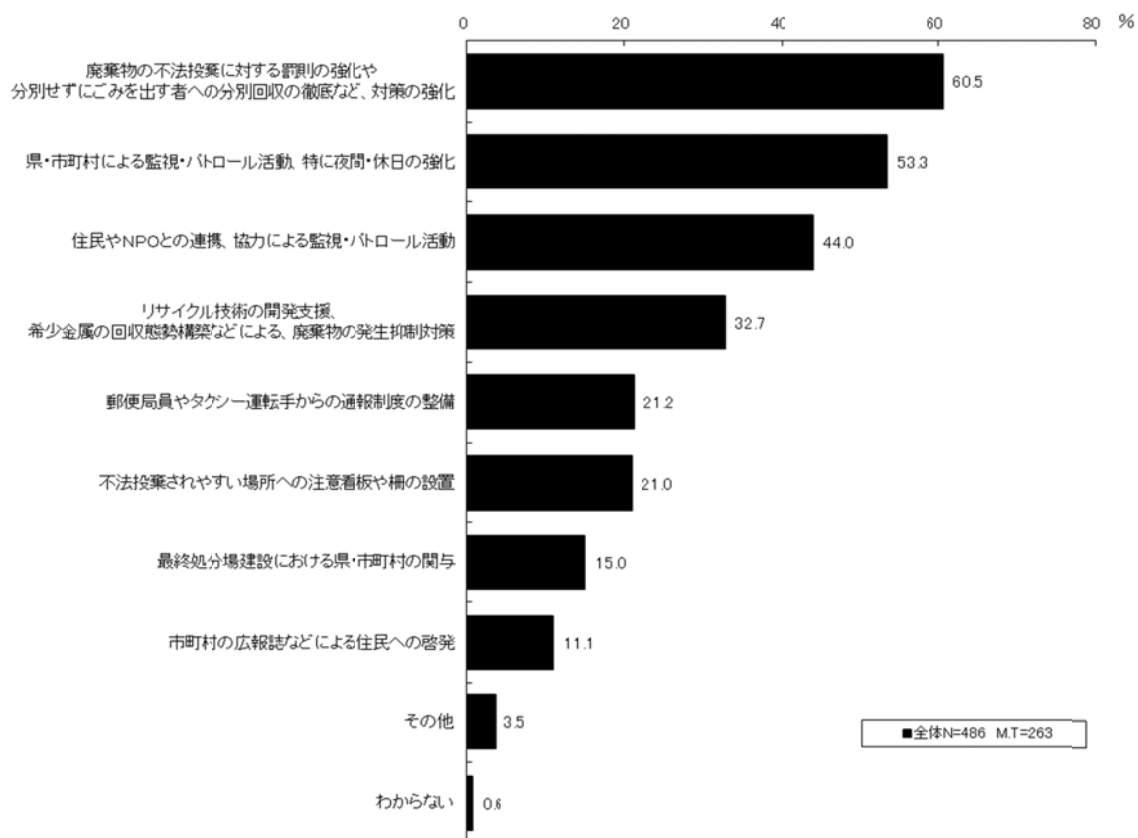


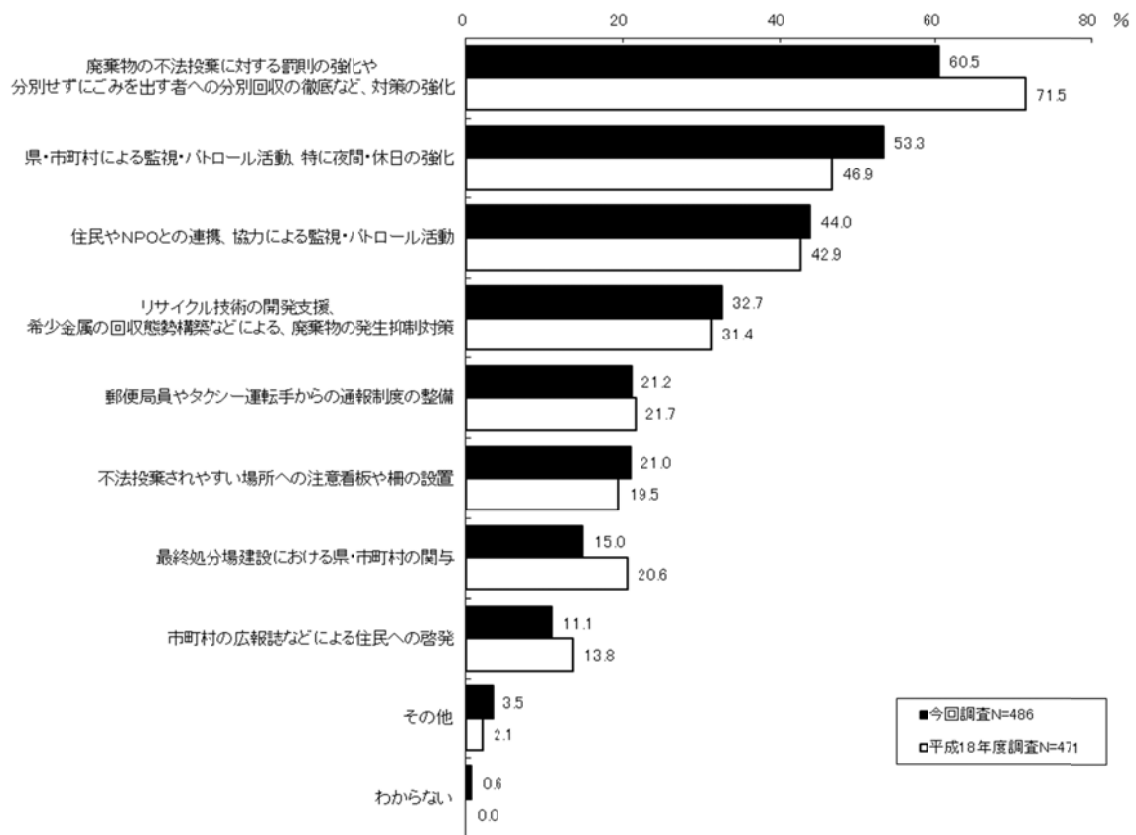
5 安心・安全への取組

問15 廃棄物の不法投棄や過剰保管の防止、適正な処理の推進のためには、県や市町村は何をするべきですか。(回答は3つまで)



廃棄物の不法投棄や過剰保管の防止、適正な処理の推進のために、県や市町村は何をするべきかを尋ねたところ、「廃棄物の不法投棄に対する罰則の強化や分別せずにごみを出す者への分別回収の徹底など、対策の強化」が60.5%、「県・市町村による監視・パトロール活動、特に夜間・休日の強化」が53.3%、「住民やNPOとの連携、協力による監視・パトロール活動」が44.0%、「リサイクル技術の開発支援、希少金属の回収態勢構築などによる、廃棄物の発生抑制対策」が32.7%などとなっている。

(廃棄物の不法投棄や過剰保管の防止、適正な処理の推進のために、県や市町村は何をするべきか(時系列比較))



「廃棄物の不法投棄に対する罰則の強化や分別せずにごみを出す者への分別回収の徹底など、対策の強化」、「県・市町村による監視・パトロール活動、特に夜間・休日の強化」と半数以上の人が回答しています。

また、前回調査と比較して、“罰則の強化”をするべきと回答した人が減少している一方で、“監視・パトロールの強化”をするべきであると回答した人が増加していることから、規制行政だけでなく、不法投棄の未然防止を目的とした住民や行政によるパトロールなどの取組も期待されていることがうかがえます。

本県としても規制行政だけでなく、パトロール活動の実施など、より一層の取組の推進を図っていきます。

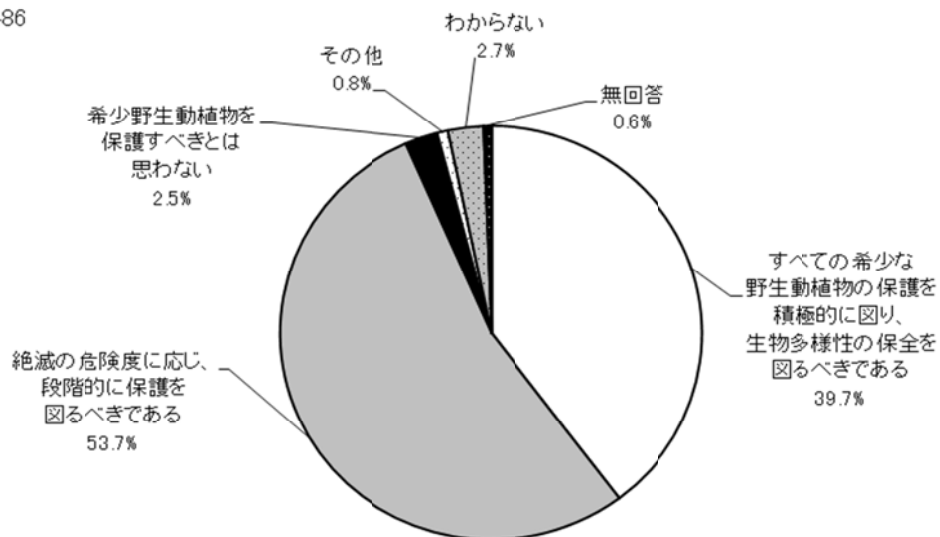
(環境部資源循環推進課)

6 自然、水辺とのふれあい

問16 県内の野生動植物には、絶滅の危機に瀕しているものや、将来的に絶滅の可能性があり、生物多様性が脅かされています。

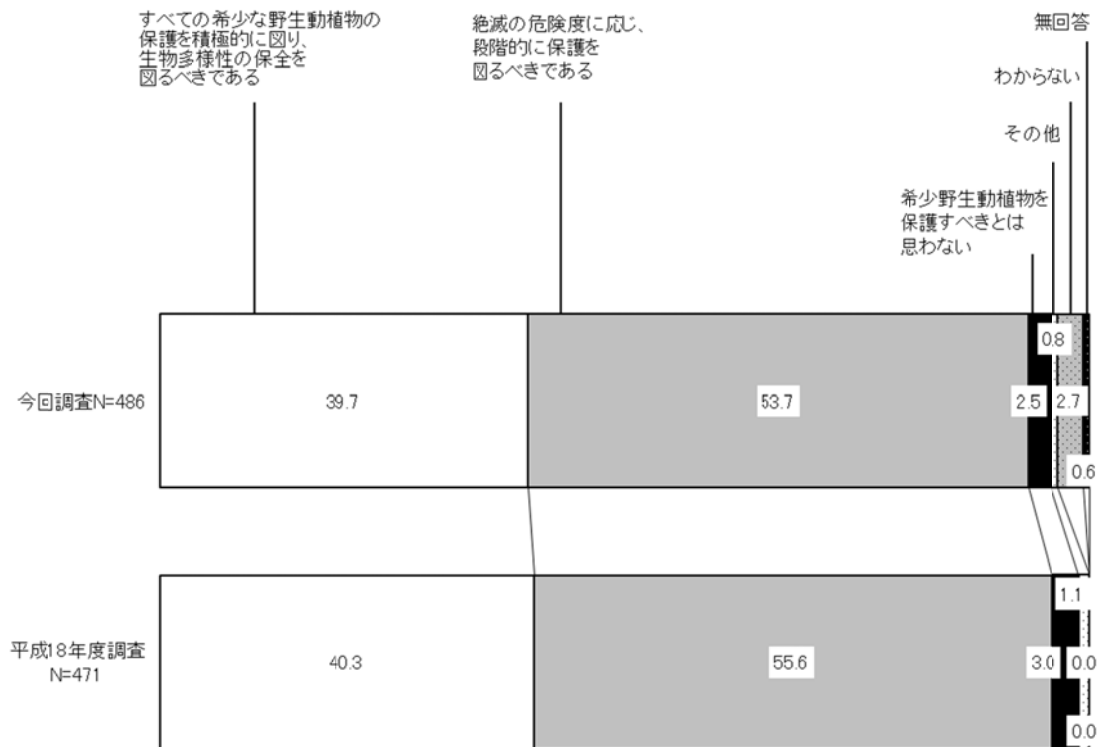
あなたは、これら希少な野生動植物の保護や生物多様性の保全について、どのように思いますか。(回答は1つ)

全体N=486



希少な野生動植物の保護や生物多様性の保全について、どう思うかを尋ねたところ、「絶滅の危険度に応じ、段階的に保護を図るべきである」が 53.7%、「すべての希少な野生動植物の保護を積極的に図り、生物多様性の保全を図るべきである」が 39.7%、「希少野生動植物を保護すべきとは思わない」が 2.5%となっている。

(希少な野生生物の保護や生物多様性の保全について (時系列比較))



全体の半数以上は「絶滅の危険度に応じ、段階的に保護を図るべきである」と回答しており、全体の約4割は「すべての希少な野生動植物の保護を積極的に図り、生物多様性の保全を図るべきである」と回答しています。

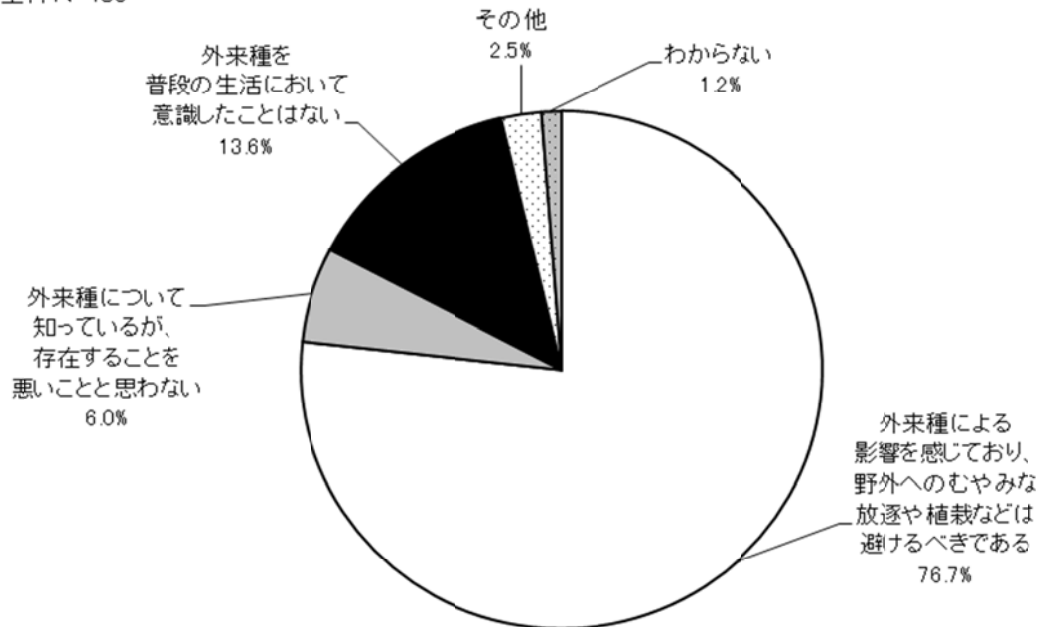
このため、レッドデータブックによる希少動植物に関する情報の周知や、生態系ネットワークの形成による生息・生育環境の保全など、生物多様性の保全のための施策を効果的に実施していくことが必要と考えています。

(環境部自然環境課)

問17 外来種とは、アライグマやオオキンケイギクなど、本来は国内もしくは県内にいない野生動植物が、人間活動によって海外もしくは県外から持ち込まれ野外に放たれたものをいいます。

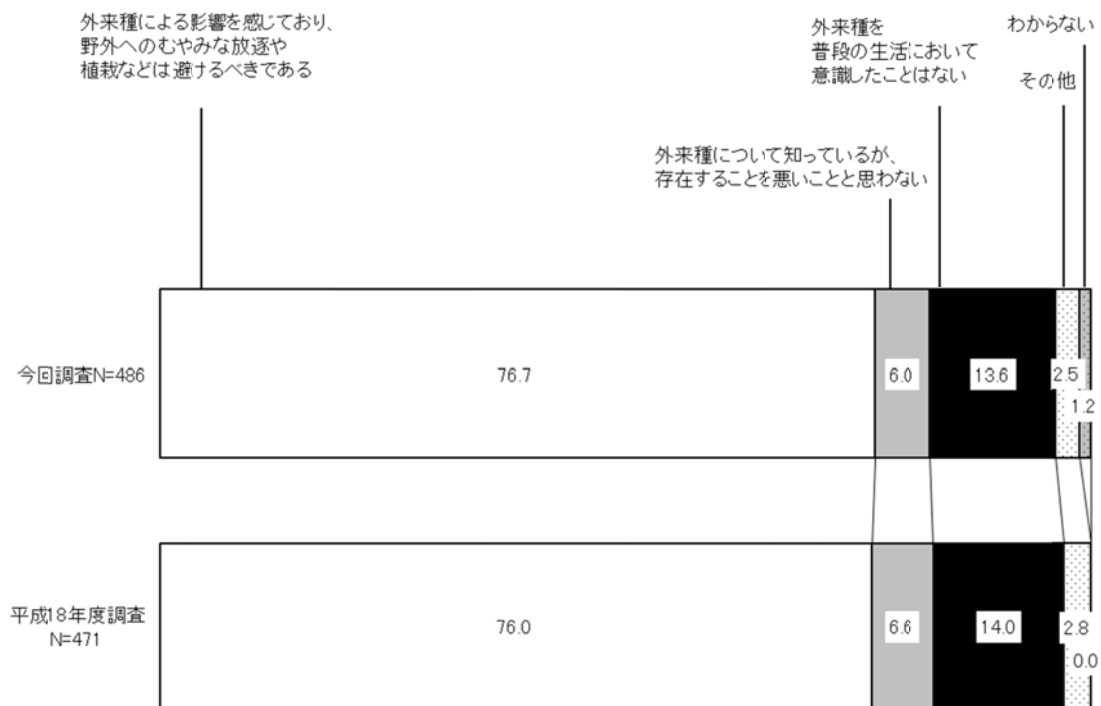
こうした外来種について、あなたはどのように考えていますか。(回答は1つ)

全体N=486



外来種についてどのように考えているかを尋ねたところ、「外来種による影響を感じており、野外へのむやみな放逐や植栽などは避けるべきである」が76.7%、「外来種を普段の生活において意識したことはない」が13.6%、「外来種について知っているが、存在することを悪いことと思わない」が6.0%などとなっている。

(外来種についてどのように考えているか(時系列比較))



全体では 75%以上の方が「外来種による影響を感じており、野外へのむやみな放逐や植栽などは避けるべきである」と回答しており、外来種の影響を身近に感じている人が多いことがうかがえます。その一方で、1割以上の方が「外来種を普段の生活において意識したことはない」と回答しています。

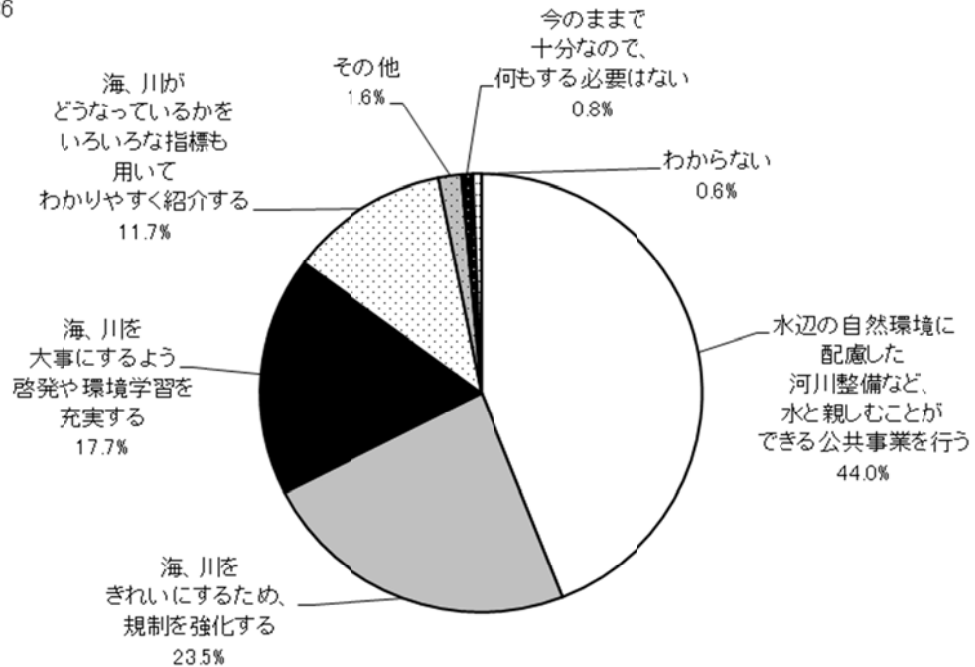
本県で定める公表種の分布状況や生態系への影響等の情報について周知し、生物多様性の保全意識のより一層の高揚を図っていくことが重要であると考えています。

(環境部自然環境課)

問18 海などの水質が改善されないことや、親水空間の減少など水を取り巻く環境の変化に伴い、水と親しむ機会が減少しています。

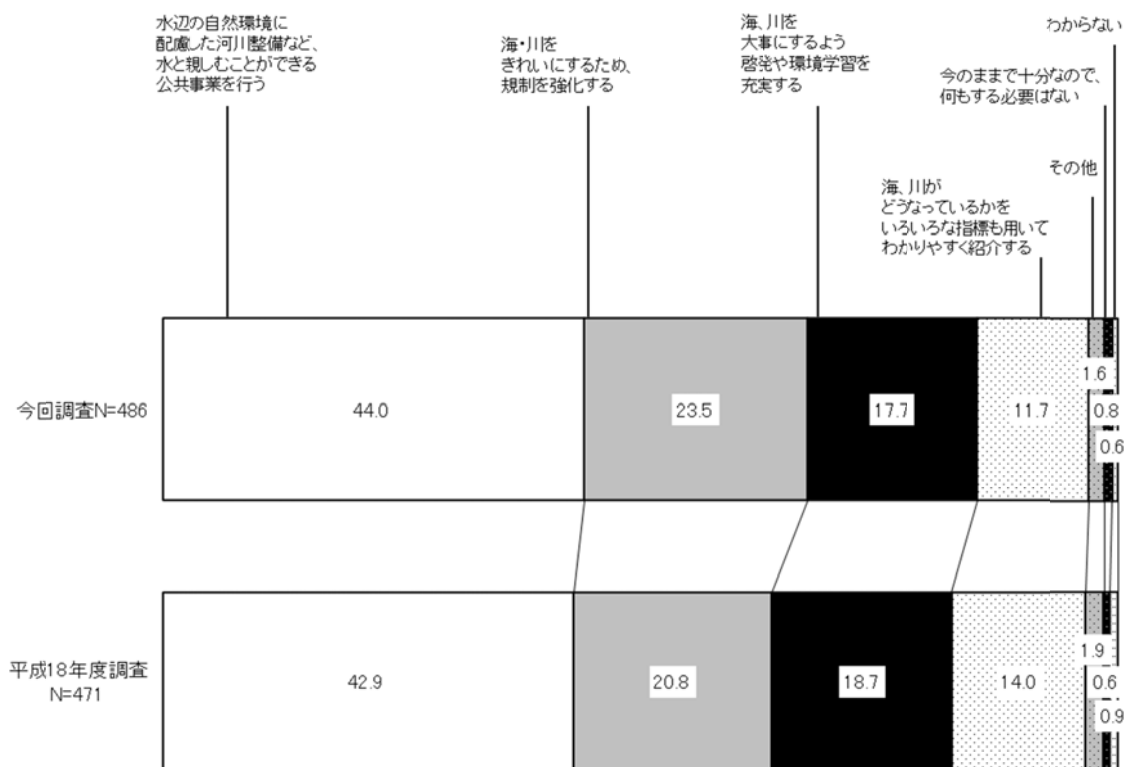
水と親しむ機会を増やすために県は何をするべきですか。(回答は1つ)

全体N=486



水と親しむ機会を増やすために県は何をするべきかを尋ねたところ、「水辺の自然環境に配慮した河川整備など、水と親しむことができる公共事業を行う」が 44.0%、「海、川をきれいにするため、規制を強化する」が 23.5%、「海、川を大事にするよう啓発や環境学習を充実する」が 17.7%、「海、川がどうなっているかをいろいろな指標も用いてわかりやすく紹介する」が 11.7%などとなっている。

(水と親しむ機会を増やすために県は何をするべきか(時系列比較))



全体の4割以上の方が「水辺の自然環境に配慮した河川整備など、水と親しむことができる公共事業を行う」と回答しており、約2割が「海、川をきれいにするため、規制を強化する」と回答しています。また、「海、川を大事にするよう啓発や環境学習を充実する」と回答した人も約2割います。

こうしたことから、河川や海域の水質を改善するための規制のみならず、「河川整備などの水辺の環境整備」や啓発など水と親しむ場所や機会を増やす取組を進めていきたいと考えています。

(環境部水地盤環境課)